

記者発表（資料配布） 本紙のみ			
月／日（曜日）	担当部署名	電話番号	発表者名 （担当者）
平成24年8月24日（金） 午後1時30分	総務課 財政室	0790-82-2549	財政室長 藤木 卓 （室長補佐 戸屋雅裕）

佐用町の契約事務などから暴力団の排除を徹底します

佐用町では、従来、町発注工事などから暴力団を排除するための取り組みを推進し、佐用警察署との相互協力体制の確立、連携の強化を図ってきました。

このたび、「佐用町暴力団排除条例」の施行（9月1日）に伴い、暴力団の排除をさらに徹底・強化する取り組みを進めます。

これに先立ち、8月31日（金）午前10時00分、町長室で、庵途典章 町長と武田規生 佐用警察署長が「佐用町が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書」（以下「合意書」といいます）の締結を行いますのでお知らせします。

暴力団排除に向けた今後の主な取り組み内容は、下記のとおりです。

記

1. 町の契約の相手方から暴力団等を排除

契約に係る事務その他すべての事務・事業で、暴力団を利することとならないよう、暴力団等を契約の相手方から排除します。

2. 警察との連絡体制の確立

佐用町長と佐用警察署長の間で、「佐用町が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書」の締結を行い、相互の連絡体制の確立を図ります。

3. 暴力団排除の特約の締結

町と契約を締結する場合には、相手方に「暴力団排除に関する特約」の合意を求めます。契約の相手方が下請契約等をする場合においても、同様の特約を定めるよう求めます。

なお、契約の相手方又は下請契約等の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、特約に基づいて契約解除の手続を行います。

4. 誓約書の徴取

町と50万円を超える契約を締結する場合には、契約の相手方に、自らが暴力団等に該当しない旨などを記載した誓約書の提出を求めます。町の契約の相手方が下請契約等をする場合においても、同様とします。

5. 不当介入があった場合の対応

町の契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他不当な介入又は下請け参入させることの要求その他の不当な要求（以下「不当介入等」といいます。）を受けたときは、速やかに町へ報告し、かつ、警察への届出を行うよう、町の契約の相手方に義務付けます。下請負人が不当介入等を受けた場合においても、同様とします。

6. 関連する要綱等の整備

（1）指名停止基準の見直し

暴力団等との関係が判明したときの指名停止措置を厳罰化し、指名停止期間を最長24カ月（現行12カ月）とします。

（2）佐用町契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱の制定

上記の取り組みについて、具体的な手続きなどを定め、9月1日に施行します。